

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 25 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500747号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500228号

## 第1 結論

請求者のA事務所における平成24年3月14日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成24年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年3月14日

A事務所では、毎年確定申告終了時に、確定申告手当として臨時手当(賞与)が支給されていた。平成24年3月期分の臨時手当(賞与)について、給与支給明細書(臨時手当)を提出するので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主の回答及び請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書(臨時手当)から判断すると、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(45万円)に基づく厚生年金保険料(3万6,927円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年3月14日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していないと思われる旨回答し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年3月14日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500783号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500229号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年4月から同年8月までの標準報酬月額については、44万円から50万円とする。

平成19年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月1日から同年9月1日まで

厚生年金基金から事業所に対して、請求期間の標準報酬月額の記録が日本年金機構の記録と相違しているとの連絡があった。請求期間の標準報酬月額が実際の給料額と相違しているので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において、標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年4月から同年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年4月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500807号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500230号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年2月28日から同年4月1日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和56年2月28日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年7月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年2月28日から同年7月1日まで

A社からB社に移籍した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。両社において給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録及びA社からB社に請求者と一緒に異動したとする同僚が保有するA社に係る給与支払報告書(個人別明細書)において、当該同僚の同社における離職日が昭和56年3月31日と記載されていることから、請求者が請求期間のうち昭和56年2月28日から同年3月31日までの期間、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪

失日は、当初、昭和 56 年 7 月 1 日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 56 年 2 月 28 日）の後の昭和 57 年 1 月 6 日付けで昭和 56 年 2 月 28 日に遡って記録を訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、請求者と同様に昭和 57 年 1 月 6 日付けで、A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 56 年 7 月 1 日から同年 2 月 28 日に遡って訂正された被保険者が 6 人確認でき、被保険者記録を遡って取り消された被保険者が二人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は請求期間において法人として登記されていることが確認でき、かつ、従業員 5 人以上の雇用保険の加入記録が確認できることから、同社は、同年 6 月 30 日まで厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿の欄外には、昭和 56 年 9 月における同社担当者との連絡状況及び保険料納付についての記述が確認できることから、同社が社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って請求者について、昭和 56 年 2 月 28 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の A 社における資格喪失日は、請求者の同僚が保有する同社に係る給与支払報告書（個人別明細書）に記載されている離職日の翌日である昭和 56 年 4 月 1 日であると認められる。

また、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、請求者の A 社における同年 1 月の厚生年金保険の記録から、22 万円とすることが必要である。

- 2 雇用保険の加入記録及び A 社から B 社に請求者と一緒に異動したとする同僚が保有する B 社に係る給与支払報告書（個人別明細書）において、当該同僚の同社における就職日が昭和 56 年 4 月 1 日と記載されていることから、請求者が昭和 56 年 4 月 1 日から B 社に勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚が保有する B 社に係る「昭和 56 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、当該同僚は、請求期間のうち昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求者についても昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、B 社に係る適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 7 月 1 日であることが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本では、同社は請求期間において法人として登記されていることが確認でき、かつ、請求期間当時における同社の取締役の陳述により、5 人以上の従業員の在籍がうかがえることから、同社は、昭和 56 年 4 月 1 日以降は、厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 56 年 7 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

また、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者の B 社における同年 7 月の厚生年金保険の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は既に死亡していることから、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができないが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。